

平成18年度川崎市市場公募債の発行計画と引受シンジケート団について

川崎市では、市が公園、道路、学校、文化施設など身近な公共施設の整備のために必要となる資金の一部を借り入れるため、定期的に市場公募債を発行しているところですが、このたび、平成18年度の発行計画と引受シンジケート団が決まりましたのでお知らせいたします。

市民に新しい資金の運用先を提供し、市債を市民に身近なものとするとともに、市民の市政への参画意識の高揚を図り、「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざして今後とも取り組んでまいります。

1 平成18年度川崎市市場公募債の発行計画について

平成18年度の市場公募債の発行総額は1,220億円(対前年度50億円の増)、その内訳としましては、5年公募債350億円、10年公募債100億円、15年公募債200億円、20年若しくは30年債100億円、ミニ公募債(償還期間6年)20億円を発行するほか、昨年度に引き続きまして本市を含む全国29団体の連名で発行する共同発行市場公募地方債(償還期間10年)に450億円参加する予定であります。

なお、利率、発行価格などの発行条件や募集期間などの詳細は、決定次第、「市政だより」、市のホームページなどでお知らせします。

ホームページのアドレス

川崎市投資家情報：<http://www.city.kawasaki.jp/23/23sikin/home/ir/ir.htm>

市債発行の公募化促進

財政投融资改革の進展により政府系資金の減少が見込まれる中において、将来にわたって市債の安定消化を図るため、市債発行の公募化を促進しているところです。このため、平成18年度の市場公募債の発行総額は、平成17年度の1,170億円に対し、50億円増の1,220億円とし、川崎市債に対する投資家層の拡大を図ることとします。

償還年限の多様化

従来の5年、10年、15年債に加えて、平成18年度は新たに6年のミニ公募債、20年若しくは30年の超長期債を発行することにより、金利変動リスクを抑制し市債の償還年限の多様化を図ります。

発行額の平準化

金利変動リスクを回避するために、中期(5年)、長期(10年)、超長期(10年超)を概ね3分の1ずつ発行するとともに、年間を通じての平準発行にも留意した発行計画としています。

住民参加型市場公募地方債の発行

住民参加型市場公募地方債として、企業の社会的責任（CSR）活動を推進する観点から、新たな仕組みによる『環境配慮型』ミニ公募債を9月に発行します。発行条件を国債並とし、金利コスト軽減相当額を緑化基金に積立て、都市緑化推進事業などの財源として活用するもので、20億円を発行する予定です。ご購入者には、この公募債の購入を通じて環境配慮・循環型の地域社会づくりに参画していただけます。

[平成18年度市場公募債発行計画]

下段()内は前年同月分(平成17年度分) 単位:億円

区 分		発行 総額	18年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	19年 1月	2月	3月
市場 公募 債	川崎市個別発行 全国型市場公募地方債	5年	350 (400)		100 (100)		(100)				100 (100)		150 (100)	
	住民参加型市場公募地方債	6年	20 (20)					20			(20)			
	全国型市場公募地方債	10年	100 (100)			100				(100)				
	全国型市場公募地方債	15年	200 (200)			(100)				100		(100)		100
	全国型市場公募地方債	20年又は 30年	100 (0)					100						
	小 計		770 (720)	0 (0)	100 (100)	100 (100)	0 (100)	100 (0)	20 (100)	100 (0)	100 (100)	0 (120)	150 (100)	100 (0)
共同発行市場公募地方債	10年	450 (450)	50 (50)	(50)	50 (50)	50 (50)	50 (50)	50 (50)	50 (50)	50	50	(50)	(50)	50 (50)
合 計		1,220 (1,170)	50 (50)	100 (150)	150 (150)	50 (100)	150 (50)	70 (150)	150 (50)	150 (100)	50 (120)	150 (150)	100 (50)	50 (50)

2 平成18年度引受シンジケート団について（平成18年4月1日から適用）

シ団見直しに関する基本的な考え方

- (1) 投資家層の拡大を図り、安定的な調達を実現するためには、シ団組成や運営の中に競争原理を働かせ、より販売力のあるシ団とする必要があることから、従来、固定的であったシ団メンバー・引受シェアについて、定期的な見直し、入替えを進めるとともに、シ団内での調整後に本市が承認していた手続面においても幹事権限を強化しつつ、本市が能動的に決定する方向に転換しました。
- (2) 安定性、競争性、透明性の観点から、客観的な指標を用いながら、発行年限や対象投資家層の特性に応じて、定量的評価と定性的評価からなる適切な基準を設け、原則1年毎に見直すこととしました。

平成18年度見直しのポイント

- (1) 公募債シ団につきましては、銀行団・証券団の区別及び取次会社を廃止し、新たに幹事団・引受団という組成としました。
- (2) 5年債につきましては、引受シ団19社、うち幹事団8社（うち代表幹事1社、副代表幹事2社、幹事5社）、引受団11社という組成としました。
- (3) 10年債については、引受シ団21社、うち幹事団8社（うち代表幹事1社、副代表幹事2社、幹事5社）、引受団13社という組成としました。

【問合せ先】 財政局財政部資金課

電話 044-200-2187 Fax 044-200-3904

23sikin@city.kawasaki.jp

平成18年4月1日から適用 単位：%、百万円

5年 市場公募債 引受シンジケート団引受率				うち個人販売計画		
幹事団	代表幹事 (事務取扱)	株式会社横浜銀行	20.0%	10.000%	3,500	
		代表幹事預り分				
	副代表幹事	野村證券株式会社	12.0%	5.714%	2,000	
		日興シティグループ証券株式会社	11.0%	5.000%	1,750	
	幹事	株式会社みずほ銀行	8.0%	2.000%	700	
		大和証券エスエムビーシー株式会社	8.0%	1.429%	500	
		株式会社三菱東京UFJ銀行	6.0%	1.429%	500	
		新光証券株式会社	6.0%	4.286%	1,500	
株式会社三井住友銀行		6.0%	0.571%	200		
引受団	幹事候補	みずほインベスターズ証券株式会社	4.5%	2.800%	980	
		株式会社りそな銀行	4.0%	2.000%	700	
		川崎信用金庫	4.0%	3.429%	1,200	
		三菱UFJ証券株式会社	2.1%	0.857%	300	
		みずほ証券株式会社	1.7%	0.000%	0	
		岡三証券株式会社	1.4%	0.857%	300	
		セレサ川崎農業協同組合	1.3%	1.286%	450	
		丸三証券株式会社	1.0%	0.571%	200	
		ゴールドマン・サックス証券会社	1.0%	0.000%	0	
		モルガン・スタンレー証券会社	1.0%	0.000%	0	
		東洋証券株式会社	1.0%	0.286%	100	
合計			100.0%	42.515%	14,880	
引受率	銀行等		49.3%			
	証券会社		50.7%			
会社数	銀行等		7			
	証券会社		12			
	合計		19			

平成18年4月1日から適用 単位：%、百万円

10年 市場公募債 引受シンジケート団引受率			
幹事団	代表幹事 (事務取扱)	株式会社横浜銀行 代表幹事預り分	20.0%
	副代表幹事	野村證券株式会社	9.0%
		株式会社みずほ銀行	9.0%
	幹事	株式会社三菱東京UFJ銀行	8.0%
		大和証券エスエムビーシー株式会社	8.0%
		日興シティグループ証券株式会社	8.0%
		株式会社三井住友銀行	6.0%
株式会社りそな銀行		4.5%	
引受団	幹事候補	新光証券株式会社	4.3%
		三菱UFJ証券株式会社	3.7%
		みずほインベスターズ証券株式会社	3.6%
		みずほ証券株式会社	2.4%
		川崎信用金庫	2.4%
		メリルリンチ日本証券株式会社	2.2%
		ゴールドマン・サックス証券会社	1.8%
		ドイツ証券株式会社	1.8%
		モルガン・スタンレー証券会社	1.2%
		岡三証券株式会社	1.1%
		JP.モルガン証券会社東京支店	1.0%
		丸三証券株式会社	1.0%
		クレディスイスファーストポストン証券会社東京支店	1.0%
合計			100.0%
引受率	銀行等		49.9%
	証券会社		50.1%
会社数	銀行等		6
	証券会社		15
	合計		21